

○奈良県がん対策推進協議会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第五十号

改正 平成三〇年三月三〇日規則第三三号

改正 平成三〇年十一月一六日規則第二三号

改正 令和七年三月三十一日規則第三九号

奈良県がん対策推進協議会規則をここに公布する。

奈良県がん対策推進協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 がん患者又はその家族若しくは支援者
- 二 学識経験を有する者
- 三 医療、福祉又は保健に携わる者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第六条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 協議会は、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号。以下「法」という。)第十八条第二項、第十九条第二項、第二十一条第十項並びに第二十二条第二項本文及び第四項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)第六条第三項(同令第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項については、これらを専門に審議する部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 8 前項の部会の委員には、法第十八条第三項に規定する者が含まれるものとする。

(平三〇規則二三・追加)

(委員以外の者の出席)

第七条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平三〇規則二三・旧第六条繰下・一部改正)

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、福祉保険部医療政策局疾病対策課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正、平三〇規則二三・旧第七条繰下)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(平三〇規則二三・旧第八条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年八月九日までとする。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年規則第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。